

岸和田市における建築確認・検査等の手数料(単位:円)

●確認申請・検査手数料

◆建築物

床面積の合計	確認申請		構造計算適合性 審査加算額※1 (構造計算ルート2 の審査となる場合)	中間検査	完了検査	
	書類申請	FD申請			中間検査無	中間検査有
100㎡以下	33,000	31,000	117,100	18,000	22,000	20,000
100㎡超～200㎡以下	44,000	42,000	117,100	21,000	26,000	24,000
200㎡超～500㎡以下	60,000	58,000	140,000	27,000	32,000	30,000
500㎡超～1,000㎡以下	87,000	85,000	162,800	46,000	55,000	52,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	116,000	114,000	185,700	62,000	76,000	71,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	275,000	273,000	221,900	168,000	209,000	199,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	470,000	468,000	294,700	255,000	308,000	288,000
50,000㎡超～	730,000	728,000	541,300	430,000	518,000	478,000

※1 構造計算適合判定審査(ルート2審査)の手数は当該審査を行う建築物の床面積の合計により算出(1つの申請で当該審査に係る建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物ごとに手数料を算定し、その手数料の合計を構造計算判定審査の手数料となります)。

※計画の変更、増築、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更の場合は、上記手数料の算定方法が異なりますので、窓口にてご確認ください。

◆建築物が建築物省エネ法第11条第1項に該当する場合の完了検査手数料加算額(※1)

床面積の合計(※2)	手数料	
	工場等のみ(※3)	左記以外
1,000㎡未満	19,500	85,500
1,000㎡以上～2,000㎡未満	27,900	111,200
2,000㎡以上～5,000㎡未満	70,200	179,100
5,000㎡以上～10,000㎡未満	105,400	232,600
10,000㎡以上～25,000㎡未満	131,600	279,200
25,000㎡以上～50,000㎡未満	163,300	327,500
50,000㎡以上～	226,900	422,900

※1 建築物省エネ法適合義務となる建築物である場合は、完了検査手数料に、上記表の額を加算した額の合計が手数料となります。

※2 床面積の合計は、当該建築物省エネ法適合義務に係る部分の床面積の合計となります。(棟単位)

建築確認申請の床面積の合計と異なる場合がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。

※3 工場等とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいいます。

◆昇降機・工作物

	確認申請		計画変更		完了検査
	書類申請	FD申請	書類申請	FD申請	
昇降機(1基あたり)	21,000	19,000	13,000	11,000	18,000
小荷物昇降機(1基あたり)	11,000	9,000	9,000	7,000	10,000
工作物	18,000	16,000	10,000	8,000	12,000

●全体計画(変更)認定申請手数料

床面積の合計	手数料
工事期間のみの計画変更	21,000
100㎡以下	33,000
100㎡超～200㎡以下	44,000
200㎡超～500㎡以下	60,000
500㎡超～1,000㎡以下	87,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	116,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	275,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	470,000
50,000㎡超～	730,000